

## The Northern eXpress to 212

NeXT-212  
press

152

オンラインプレス「NEXT212」毎週月曜日発行  
PM実践講座事務局 / 地域メディア研究所  
Fax (011)761-8483 Tel (011)761-6039

vol.152 15.Mar,2004

市町村合併の論点 (24)	「合併新法案」の坎どころ
ふるさと情報	乳製品トレイサビリティ実証実験
自治体北南	「むらづくり基金」賛同者を全国から募る
DATA	米国 76%、韓国 55%、ロシア 20%
BOOK	コミュニティ・ビジネスを考える

## 我がふるさととは緑なりしや

...本誌「自治体北南」を流し読みすると、新年度予算の編成に市町村が四苦八苦している様子が浮かび上がってくる。経費削減の柱は、人件費・補助金・建設費。職員の基本給最大10%カット(高知県本山町)、ボーナス27%カット(熊本県倉岳町)など時限措置で急場をしのごうとするケースも目に付く。

...苦境の背景を森雅志・富山市長が、広報誌のエッセーで分かりやすく説いている。地方への財源移譲で歳入が5億円増える一方で、国庫補助金は10億、地方交付税は28億円の減収。国との関係で差し引き33億円のマイナスとなり、確かに「これではたまったものでない」。

...森市長は、三位一体改革のひずみの一つとして、財源移譲のやり方を挙げる。移譲された所得譲与税は、人口比によって配分されるから、必然的に大都市圏に片寄ると。ここまでなら国と地方の対立をめぐる繰り言に終わりがちだが、市長は「故郷思いやり減税」創設という独自の改革案を提起する。

...大都会の住民に限り故郷のまちに寄付をした場合、税額控除を認める。納税額が減る一方で、故郷が少し元気になるというわけだ。「地方発」の一つの知恵と評価したい。問題は、遠く離れてもそこに愛すべき故郷があるかどうか。都市と地方の対立構造を解く鍵もここにある。(梶)

## 市町村合併の論点(24)

「合併新法案」の坎どころ

## 知事が牽引役、合併推進の勧告権

合併特例法期限切れの2005年4月以降の合併推進策となる新法案の全容が明らかになりました。推進役としての都道府県知事の権限強化と、「合併特例区」の設定など環境整備が柱となっています。

## 自主合併必要と認めれば構想策定

新法案は、2010年3月まで5年間の「新・特例法」と、2005年3月末までに知事への合併申請をした市町村に限り現行の特例措置適用を1年延長する「現・特例法改正」、さらに地域自治区を一般制度化する「地方自治法改正」の3法案から成っています。

現・特例法では財政優遇措置が合併推進の原動力と位置付けられてきましたが、特例債は廃止となり、新法下では都道府県知事の牽引力に

大きなウエートが置かれます。知事は、これまでの「旗振り・後押し役」から「仲介・牽引役」へと押し上げられ、国の指針の「お墨付き」をバックに権限を振るう構図です。

知事権限は、「自主的合併の推進が必要と認められる」市町村を対象とした「合併推進構想」の策定から、協議会設置の勧告などに及びます。新市名や庁舎問題などで協議が紛糾した場合には、調整委員の任命を通じて斡旋・調停も行うことができる仕組みとなっています。

人口規模など目安は総務省「指針」に

合併そのものを勧告するまでの強権は知事に与えていませんが、市町村の自主性が現行法以上に薄められる感は否めません。都道府県と市町村が原則的に対等の関係にあることを考えれば、

都道府県の「助言・勧告権」は本来抑制されるべきで、国>都道府県>市町村の上下関係がベースにあることが気になります。

地方制度調査会が答申で「人口1万人」とした合併推進の目安に関しては、総務大臣の指針で規定されることになりそうです。この点も含めて、強制的な合併が上意下達で進められる懸念も否定できません。確かに「冷静で広域的な視野」は必要でしょうが、合併を地域再生の起点と考えるならば「地域住民の視点」こそが重要では。

## 合併特例法案の骨子

## 【新・特例法案】

「合併特例区」「地域自治区」の創設（次ページ参照）

## 推進方策

- ・総務大臣が、「自主的合併推進のための基本指針」を策定
- ・都道府県知事が、自主的合併の推進が必要と認められる市町村を対象に、審議会の意見を聴いて「合併推進構想」を策定
- ・知事は、合併協議会設置を勧告できるほか、合併協議の推進に関する斡旋・調停・勧告ができる
- ・協議会設置勧告に基づく議会付議、住民投票

## 障害除去特例

- ・議員の在任特例、地方税の不均一課税など現行の特例措置継続
  - ・「3万人市特例」「合併特例債」は廃止
  - ・合併算定替は、現行の特例期間10年を段階的に5年に短縮（激変緩和措置あり）
- 限時法（2005年4月～2010年3月）

## 【現・特例法の改正案】

「合併特例区」「地域自治区」の創設（次ページ参照）

経過措置～2005年3月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、2006年3月末までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用する



# 枠組み制約された「地域自治区」

新・特例法で創設する「合併特例区」は、課税権・起債権はないが独自の予算に基づく一定の財源措置を受け、集会所や里山の管理、地域振興イベントの開催、コミュニティバスの運行など地域住民の生活に密着した公共サービスも担うものとされています。法人格を持たない「地域自治区」とともに、住民自治を重視する考えに立っていると見られます。

学校区など単位、協議会は諮問に対応

「地域自治区」については、地方自治法改正案で一般制度化を目指しています。旧市町村を単位とする新・特例法と違って、条例に基づいて学校区などを単位に自由に区域設定することが可能です。自治区ごとに、窓口業務や地域福祉など市町村長の権限事務を分掌する「区事務所」と、地域住民の意見を取りまとめる「地域協議会」を設置します。

ただし、法人格は持たず、区事務所の長は事務吏員から充てます。協議会のメンバーは、公選ではなく、市町村長が区域内住民から選任され、無報酬とすることも可能。協議会は、市町

村長や関係機関からの諮問事項や区域に関する重要事項などについて審議し、市町村長らに意見を述べるのが主な権限とされます。

改めて問われる住民自治の確立

新・特例法の「合併特例区」、改正自治法の「住民自治区」ともに、地方制度調査会の答申にほぼ沿った内容となっています。答申では、これら住民自治組織については、住民自治の強化、行政と住民協働の推進の観点から、市町村の自主性を重視する考え方を打ち出していました。

しかし、協議会メンバーの公選、条例制定機能、課税権を持つなど自主性が高く、多様で柔軟な仕組みを持った英国のパリッシュ制度に比べると、物足りなさを感じます。地域内分権と協働、コミュニティを単位とした住民自治を進めるため、その枠組みをどうするかも含めて市町村・自治区の自主的な判断に任せて良いようにも思えます。

市町村合併は、国と地方の財政難の深刻化を大きな背景としているため、地方分権の推進・住民自治の確立の視点からの論議がなかなか熟成

していかないのが現状です。一方で、コミュニティを取り巻く社会状況が大きく変化していることを考えると、地方自治の在り方について地に足の着いた国民的な論議を広めることが必要です。その意味でも、国や都道府県の動きを待つのではなく、市町村自身が具体的な提案を含めた声を挙げていくことが求められています。

(梶田)

## 地方自治法改正案の骨子

「地域自治区」の創設

- ・市町村は、一定の区域ごとに、地域住民の意見を反映させながら事務を分掌する自治区を条例で制定できる
- ・自治区に、市町村長が区域内住民から選任した構成員（任期4年以内、無報酬とできる）から成る「地域協議会」を置く
- ・協議会は、市町村長よりの諮問や必要に応じて審議し、意見を述べるができる

都道府県合併の手續緩和

- ・議会の議決に基づく自主的合併
- ・議会の議決に基づく市町村の「越県合併」

制度改正

- ・市町村の要請に基づく、都道府県事務の一部移管に関する条例制定
- ・収入役を置かない条例の制定対象を市（人口10万人未満を想定）にも拡大
- ・定例議会の招集回数の制限（現行年4回）解除

拾い読みHP

## 212ふるさと情報

(アクセスは<http://com212.com>からどうぞ)



2/27 日高中部合併協議会 現在名以外の新市名募集 新市名募集情報がアップされています。対象は、加盟する新冠町・静内町・三石町の居住者などで、「新冠・静内・三石以外の名称であること」が条件です。

2/27 砂川市 WEB版の市勢要覧 市勢要覧「あめたん」のWEB版がアップされています。「あめたん」は「アメニティータウン」の略。

2/27 別海町 乳製品トレーサビリティ実証実験 「乳製品トレーサビリティ実証実験開始」とのタイトルで、同実験を実施している「別海町酪農・乳製品トレーサビリティシステム協議会」のページへのリンクが設定されています。商品に印字されている「パッケージ番号」と「賞味期限」を入力すると、生産から販売までの経路が分かる仕組みのようです。

自治体の要覧もホームページですべてが読める時代になったようです。

2/27 月形町 町長の「合併」決意表明 「月形町の合併推進ニュース」第4号(PDFファイル)がアップされ、町長の「合併に向かう決意表明」が掲載されています。



## BOOK

### コミュニティ・ビジネスを考える

実践コミュニティビジネス 細野助博著・中央大学出版部刊。2003年12月発行、2400円。

コミュニティビジネスの時代～NPOが変える産業、社会、そして個人 本間正明著・岩波書店刊。2003年9月発行、2200円。

小さく、ゆっくりでいい コミュニティビジネスが元気な理由 大橋光博著・ビジネス社刊。2003年4月発行、1400円。

コミュニティビジネスと自治体活性化 新しい共生・共益ニーズの担い手の現状とその役

割など、市場メカニズムではカバーできない地域問題の解決と今後の方向を示す。高寄昇三著・学陽書房刊。2002年10月発行、2800円。

儲けはあとからついてくる～片岡勝のコミュニティビジネス入門 片岡勝著・日本経済新聞社刊。2002年2月発行、1400円。

新まちづくりハンドブック～NPOコミュニティビジネスの時代 園利宗著・連合出版刊。2001年2月発行、1800円。

## NEWS

3/11 四日市市  
(三重県) 市長選で  
の電子投票条例案を  
可決

四日市市議会総務  
委員会は、市長選選  
挙で電子投票を実施  
する条例制定案を賛成多数で可決した。投票  
率アップと開票事務の迅速化が目的で、国政  
選挙などへの導入拡大に先駆けて職員がノウ  
ハウを習熟することも狙い。12月ごろに予定  
される市長選から実施される見込み。

3/10 倉岳町(熊本県) 交付税削減に対  
応し、職員ボーナス27%カット

倉岳町は、職員の期末勤勉手当を2004年度  
に限定して27%削減する条例案を町議会に提  
案し、全会一致で可決された。地方交付税削減  
に対応すると同時に、合併に向けた行財政改  
革を進めるのが狙い。期末勤勉手当は6月と12  
月に支給されるボーナスで、削減額は40歳の  
職員で年間約40万円に上り、人件費の削減効  
果は約6千万円と見込まれる。

3/8 宮島町(広島県) 県が財政改善を  
勧告

広島県は、地方自治法に基づいて、財政再建  
団体転落が懸念される宮島町に対し、財政運  
営を適正化するよう勧告した。一般会計の財  
源不足を、公営事業会計の積立金からの長期  
借入金で補てんした行為については、抜本的  
な見直しを求めた。広島市か廿日市市かをめ  
ぐり紛糾している合併論議にも影響が予想さ  
れる。

3/8 山口村(長野県) 岐阜県中津川市  
との「越県合併」協定に調印

山口村は、岐阜県中津川市との間で「越県合  
併」に関する協定書に調印した。両市村議会、  
両県議会の議決などを経て、岐阜県北部6町村  
を含む計8市町村による2005年2月の新市移

行を目指す。新市「中津川市」の人口は、約8  
万5千人で面積約767平方キロ。山口村の村民  
意向調査では「賛成」が約60%を占め、越県  
合併に踏み出した。

3/3 泰阜村(長野県) 全国の賛同者に  
「むらづくり基金」呼び掛け

泰阜村は、村づくりの施策に賛同する人か  
ら全国規模で寄付を募る「住民参加型ふるさ  
と再生基金(仮称)」の創設を目指し、条例制  
定を検討している。寄付は1口5千円以上とし、  
村民だけでなく、村づくりに賛同できればだ  
れでもOK。小学校の校舎を利用した美術館  
整備や「日本一の福祉の村づくり」などの構想  
が案として挙げられている。

3/2 東通村(青森県) 職員の村内移住  
促進目指しマンション建設

合併に頼らない単独自立の方針を決めた東  
通村は、定住人口拡大のために賃貸マンショ  
ンを村内に建設し、隣接のむつ市に住む村職  
員の移住を促すことになった。民間業者の資  
金で建設したマンション(42世帯)を村が借  
り受け、一定期間後に買い取る方式で、土地は  
村が提供する。職員の約3分の1に当たる61  
人がむつ市に居住しており、移住を機に現在  
約8200人の人口増につなげるのが狙い。

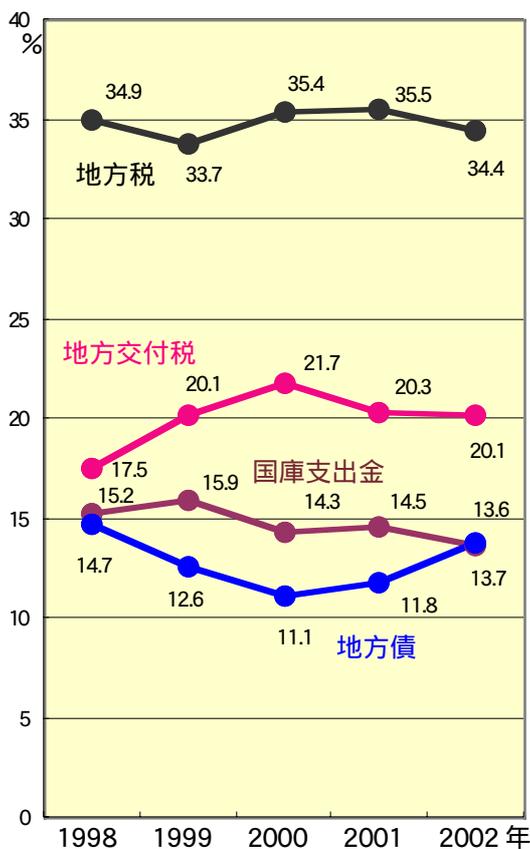
3/2 一戸町(岩手県) 自薦・他薦の課  
長職を庁内公募

一戸町は、職員のやる気向上と組織活性化  
を目指して、自薦・他薦の両方式で課長職2人  
を庁内公募することになった。係長、副主幹、  
課長補佐級以上を対象とし、本人による立候  
補申出書や他の正職員による推薦書に基づい  
て、町長ら幹部による選考委員会で選考する。  
これまでは、三役によって人選を含めて課長  
級人事を行ってきた。

(アクセスは<http://com212.com>からどうぞ)

# DATA 地方財政・経常収支比率が過去最高の90.3%

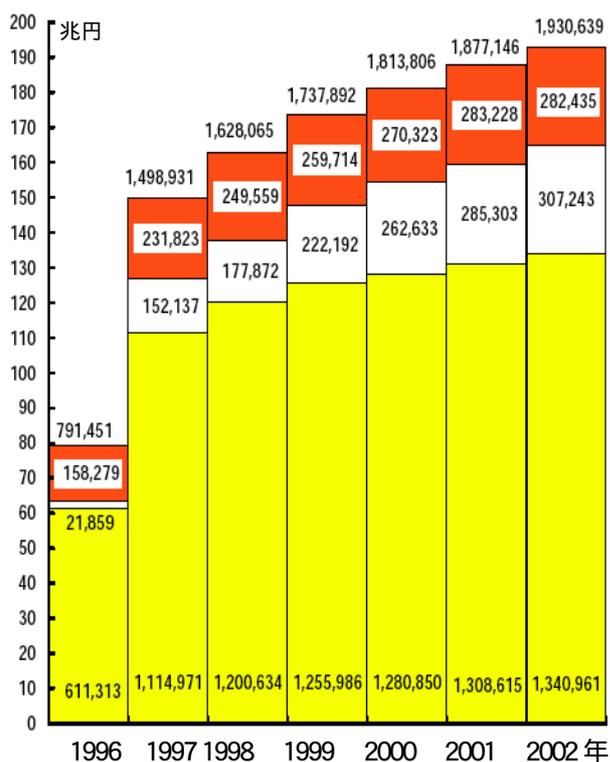
性質別歳入の構成比の推移



経常収支比率の推移



借入金残高の推移



2002年度の都道府県と市町村の決算状況をまとめた「2004年版地方財政白書」によると、実質単年度収支が赤字の自治体は、前年度に比べ506増えて2055になった。約3分の2の自治体が、財源不足のため基金を崩さなければ予算が組めない実態を浮き彫りにしている。

人件費など義務的経費の割合を示す経常収支比率は90.3%で、集計を始めた1969年度以降最高となり、財政構造の硬直化がさらに進んだ。地方債などの借入金残高は前年度より2.8%増えて過去最高の193兆639億円に達した。

普通会計の歳入を性質別で見ると、景気低迷などにより地方税は前年度比6.1%減となった。地方交付税も同4.0%減となったため、一般財源は前年度決算額を下回った。地方債は、臨時財政対策債や特定資金公共投資事業債の増加などにより12.7%増となり、歳入全体に占める割合もアップした。